



金 沢 市 公 報

号外第 4 1 号の 4

平成24年 (2012年) 12月28日

〒920 8577

金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
規 則	
金沢市財務規則の一部を改正する規則 (財 政 課)	1

規 則

金沢市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第78号

金沢市財務規則の一部を改正する規則

金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第66条第4項を次のように改める。

4 前項の支出調書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

- (1) 前項第1号に掲げる支出調書により支出する場合で、口座振替の方法により支出するとき 給与（報酬）及び児童手当支給額課別集計表（様式第41号の2）及び給与及び児童手当支給別明細書（様式第41号の3）
- (2) 前項第1号に掲げる支出調書により支出する場合で、資金前渡の方法により支出するとき 給与（報酬）及び児童手当前渡金請求及び領収証（様式第41号の4）、給与及び児童手当支給別明細書及び振替調書
- (3) 前項第3号に掲げる支出調書により支出する場合で、口座振替の方法により支出するとき 給与（報酬）及び児童手当支給額課別集計表及び報酬支給別明細書（様式第41号の4の2）
- (4) 前項第3号に掲げる支出調書により支出する場合で、資金前渡の方法により支出するとき 給与（報酬）及び児童手当前渡金請求及び領収証及び報酬支給別明細書

第74条第1項中「、給与（報酬）及び児童手当前渡金請求及び領収証及び給与及び児童手当支給別明細書」を「及び第66条第4項第1号に掲げる場合にあっては同号に定める書類、同項第2号に掲げる場合にあっては同号に定める書類」に改め、同条第2項中「、給与（報酬）及び児童手当前渡金請求及び領収証及び報酬支給別明細書」を「及び第66条第4項第3号に掲げる場合にあっては同号に定める書類、同項第4号に掲げる場合にあっては同号に定める書類」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 非常勤職員のうち、前項に規定する職員以外の職員に支給する報酬を支出するときは、課長は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める書類を作成し、支出手続を受けなければならない。

- (1) 第66条第2項第2号に規定する職員 支出命令書及び支給明細書及び領収証
- (2) 第66条第3項第3号に規定する職員 給与（報酬）及び児童手当支出調書及び同条第4項第3号に掲げる場合にあっては同号に定める書類、同項第4号に掲げる場合にあっては同号に定める書類

第76条第5号中「法令」の次に「及び条例」を加える。

別表第2中「給与（報酬）及び児童手当前渡金請求及び領収証」を「給与（報酬）及び児童手当支給額課別集計表又は給与（報酬）及び児童手当前渡金請求及び領収証」に改める。

様式第40号の2中「（請求及び領収証 件一括）」を「（ 件一括）」に、「領収証は」を「集計表等は」に改める。

様式第41号の2を次のように改める。

様式第41号の3中

給料調整額	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	初任給調整手当	通勤手当	産業教育手当	義務教育手当	管理職員特別勤務手当	時間外勤務手当	月額勤務手当		
期利率	期末手当	期利率	勤勉手当	世帯区分	地区別	寒冷地手当	支給額	共済掛金	健康保険料	課税対象額	所得税	住民税	共済償還金

日額特勤手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	宿日直手当	単身赴任手当	
共済貯金	財形貯蓄	宿日直手当	通勤手当	児童手当	差引支給額

を

給料調整額	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	初任給調整手当	産業教育手当	義務教育手当	管理職員特別勤務手当	月額勤務手当	日額特勤手当	夜間勤務手当
期利率	勤勉手当	支給額	共済掛金	健康保険料	課税対象額	通勤手当(非課税)	宿日直手当(非課税)	児童手当(非課税)	差引支給額	所得税	住民税

時間外勤務手当	休日勤務手当	単身赴任手当	通勤手当(課税)	宿日直手当(課税)	寒冷地手当	期利率	期末手当
共済償還金	財形貯蓄	共済貯金	その他控除	控除額計	控除後支給額		

に改める。

様式第41号の4中

職員番号	所属コード	報 酬	通勤手当	割 増	割 合	期 末	支 給 額	
健康保険	厚生年金	雇用保険	共 済	課税対象額	所 得 税	住 民 税	通勤手当	差引支給額

を

職員番号	所属コード	報 酬	通勤手当(課税)	割 増	割 合	期 末	支 給 額	健康保険	厚生年金
雇用保険	共 済	課税対象額	通勤手当(非課税)	差引支給額	所 得 税	住 民 税	その他控除	控除額計	控除後支給額

に

改め、同様式を様式第41号の4の2とし、様式第41号の3の次に次の1様式を加える。

様式第59号その 2 中

控	健 康 保 険 料	
	所 得 税	
	住 民 税	
	厚 生 年 金	
除	財 形 貯 蓄	
	共 済 掛 金	
	公 立 学 校 共 済 掛 金	
	共 済 償 還 金	
額	公 立 学 校 共 済 償 還 金	
	雇 用 保 険 料	
	共 済 貯 金	
控 除 額 計		②
差 引 支 払 額		① - ②

を

控	共 済 掛 金	
	健 康 保 険 料	
	所 得 税	
	住 民 税	
除	共 済 償 還 金	
	財 形 貯 蓄	
	公 立 学 校 共 済 (長 期)	
	公 立 学 校 共 済 (短 期)	
額	公 立 学 校 共 済 償 還 金	
	厚 生 年 金 保 険 料	
	雇 用 保 険 料	
	共 済 貯 金	
そ の 他 控 除 額		
控 除 額 計		②
控 除 後 支 給 額		① - ②

に

改める。

附 則

この規則は、平成25年 1 月 1 日から施行する。

平成24年(2012年)12月28日 印刷
平成24年(2012年)12月28日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾 4 丁目 166 番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄